

## 免責補償約款

免責補償制度に加入いただくことで、貸渡約款上お客様にご負担いただく下記費用を補償します。

- ・ 事故時の対物免責額（10万円）
- ・ 事故時の車両補償免責額（10万円）
- ・ 事故を起こされた場合にお支払いいただくノンオペレーションチャージ（NOC）

※貸渡手続後の加入、解約はできません。

※運転される方全員を、貸渡し時にお申し出ください。

※当社の責任によらない盗難・汚損・臭気により発生した NOC に対しては適用できません。

※ご利用目的、使用内容によっては加入をお断りすることがございます。

※借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者が過去に事故があり当社が不相当と認めた場合は加入をお断りすることがございます。

### ■保険、車両保険適用除外項目の詳細

下記のような運転または状態で事故が発生した場合は、貸渡約款第 36 条「保険及び補償」や、本免責補償制度の対象外となり、全額お客様のご負担となりますので、内容を十分ご理解いただいたうえでご利用ください。

- ・ 警察と営業店の両方へ事故届け出がなかった場合
- ・ 契約書記載運転者及び副運転者以外の運転による事故の場合
- ・ 無断でレンタル時間を延長して起きた事故の場合
- ・ その他、レンタル約款(貸渡約款)に違反した場合
- ・ 飲酒運転、無免許、免許無携帯で運転の場合
- ・ タップレンタカー（(有)山下オート商会）の承諾なくして相手側と示談した場合
- ・ 盗難によって生じた車両損害の場合
- ・ 定員オーバーで走行した場合
- ・ 海岸・河川敷・林間等、維持・管理された道路以外で走行した場合
- ・ 使用方法が劣悪なために生じた車体などの損傷や腐食の補修費が生じた場合
- ・ 各種テスト競技に使用し、又は他車の牽引・後押しに使用した場合
- ・ お客様の所有・使用・管理する建物・車両等との事故による損害
- ・ 給油時の燃料間違いによる損害
- ・ 営業店内でレンタカーや看板等を破損した場合
- ・ 操作ミスにより故障した場合

- ・ 車内装備を破損・紛失・汚染(事故に由来する破損を除く)した場合
- ・ 交通違反による事故の場合
- ・ 悪質または故意と認められる事故の場合
- ・ 運転中にシートベルト非着用による事故の場合
- ・ 車両管理不行き届きによる損害事故の場合